起案用紙 (委員会記録伺)

(1号)

議長		委員長	事務局長	局長補佐	存	系 長	担当	合 議	文書取扱主任	
起案日		令和6年6月14日			処	処理区分 □重要 □至急 □例規 □公示 □議案 □秘				
決 裁 日		令和6年6月19日			保	存	□永 ■10 □	□永 ■10 □5 □3 □1 □即廃		
登録番号		6 四議第259号				公開業。		理由		
分類番号		04 - 02 - 01			■公開 □一部公 □時限非公開(開 □非公開 公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号		04 - 03							,	
委員会名		総務常任委員会			会議年月日 令和5年9月20日(水) 会議時間 9時58分 ~ 10時56分					
出	委	員 長	西 尾 衫	 右 佐						
	副委員長 山下幸子									
席	委	委 員 上岡 正								
委	委	員	谷 田 追	道 子						
員	委	員	川村真	车 生	欠席	委	員	前 田 和	哉	
					欠席委員					
その他	議	長	平野	正						
執行部出席者	税務課長 山 﨑 行 伸									
	税務課長補佐 薦 田 則 一									
		税務課 市民税係長 上 岡 真良那								
		課長	竹 田	哲 也						
	財政財政	 課 ·係長	宮崎	史						
	支所		村上	正彦						
	地域企画課長補佐 竹 本 志 郎									
	地域企画課 地域振興係長 山脇史哉									
事務局	事務局長西澤和史									
	総	務係長	土 居 禾	口 博						
記録										
令和5年9月定例会において、本委員会に付託を受けた議案4件について委員会を開催し、審査を										
行いました。その概要については以下のとおりです。										

- ■委員長挨拶により開会。
- ●まず、付託を受けた「第 20 号議案 四万十市税条例の一部を改正する条例」について、 審査を行った。

【説明:山﨑税務課長】

地方税法の改正に伴うもので、改正点は3点。

1点目は森林環境税の導入に伴うもの。平成31年度の税制改正で森林環境税と森林環境 譲与税が創設され、それに関する法律が整備されているところであるが、この法律の附則に おいて、森林環境税を令和6年度から課税すると定められている。国内に住所を有する個人 を納税義務者として課する国税として、税率は年額1,000円で、賦課徴収は市町村が個人住 民税とあわせて行うものである。都道府県を経由し、税収全額が国民の特別会計に直接払い 込まれ、全額が森林環境譲与税として、都道府県と市町村に譲与される流れとなっている。 森林環境税法の施行に伴い、個人住民税関係に係る税条例の条文において、森林環境税の 賦課・徴収要綱の追加や、納税通知書への記載などの規定の整備を行うもの。

2点目は市町村民税関係で申請書の簡素化を行うもの。給与所得者の扶養親族等申告書というものがあり、毎年給与支払者から給与支払者の名称、配偶者や扶養親族の氏名等を記載して市町村長に提出しなければならないとされているが、税制改正において、この記載すべき事項が前年と変更がなければ異動がない旨の記載で済む形に簡素化されたもの。

3点目は軽自動車税関係で、不正を行ったメーカーに対する特例規定である。令和4年3月以降に発覚した一部メーカーによるトラック・バスエンジンの燃費・排ガス試験の不正があったが、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすということで、今回の税制改正において、税制上の再発抑止策として不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収される際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げることになった。令和6年1月1日以降に取得された自動車等に対して課する環境性能に適応するため、所要の改正を行うもの。

森林環境税と軽自動車関係の施行期日は、令和6年1月1日。住民税の給与所得者の扶養 親族等申告書の簡素化については、所得税と合わせて施行する改正となっており、令和7年 1月1日となっている。

【質疑:上岡委員】

メーカーの不正の件で、手続きにしんどい事務が発生すると思うが、内容を教えてほしい。

【答弁:山﨑税務課長】

軽自動車税については環境性能割と種別割の2つがある。環境性能割は、当面の間、都道府県が取ることになっているため、これは県が徴収して市に払い込む流れになる。種別割は、市が賦課徴収する立場になっているため、市がその加算割合を加算した金額を、自動車メーカーに直接請求する流れになっているので、新たな事務が発生することになる。

【質疑:上岡委員】

メーカーとは本社ということでよいか。

【答弁:山﨑税務課長】

具体的な事務手続きについての細部の通達はまだ来ていない。

※審査終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第 23 号議案 辺地総合整備計画を定めることについて」及び「第 24 号議案 辺地総合整備計画の変更について」審査を行った。

【説明:竹田財政課長】

辺地債を活用する場合には、辺地総合整備計画に事業を盛り込む必要があるが、今回は、 令和5年度に予算化したケーブルテレビのセンター設備更新事業について追加するもの。

第23号議案は新規策定となり、横瀬地区・九樹地区が辺地となる。令和4年度の辺地状況調査により、辺地の条件を満たしたもので、ケーブルテレビのセンター設備更新を実施することになったため、改めて策定するもの。

24 号議案、計画の変更については、富山ほか8地域の辺地に当該事業を追加するもの。 当該事業は、令和5年度から令和9年度まで、辺地対象区域以外の地域も含めた総事業費 は約3億円となるが、今回の辺地計画では令和7年度までの計画となる。変更の方では、 合わせて西土佐南部辺地に、令和5年度に予算化した林道を、令和7年度分までの計画分 に追加させていただく。

なお、横瀬・九樹辺地については、以前は辺地として指定されていなかったのではないかという質問があったため、確認したところ、以前は辺地地域として指定していたが、平成8年度からの辺地計画において、両地域とも対象外となっている。理由としては、算定基礎のひとつである医療機関までの距離が、今まで市内の常勤の医療機関としていたものを、運用の改正により市内に限らないということになり、両地域とも宿毛市の筒井病院が近いことで要件から外れた。また、飲料水の解釈の変更もあり、両地域が辺地の対象外となっているが、今回、令和4年度の見直しの時に中学校の再編に伴い、中学校が離れていることで、新たに辺地として対象になることになった。

【質疑:上岡委員】

名鹿も辺地だったと記憶しているが、現在はどうなっているか。

【答弁:竹田財政課長】

名鹿は単独ではないが、津蔵渕・初崎と合わせて辺地となっている。今回はあげていないが事業の中にある。

【質疑:谷田委員】

辺地と過疎地域と、2つの計画があるが、違いを教えてほしい。

【答弁:竹田財政課長】

辺地は辺地法で法律が違う。辺地は1市町村などではなく、地域で指定ができる。過疎は西土佐地域、旧西土佐村全体で指定されている地域である。借りられる起債も少し違う。辺地債と過疎債と、どちらも100%充当であるが、辺地は80%、過疎は70%と対象になる事業が微妙に違う。過疎はなるが、辺地はならないという事業がある。

※審査終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決した。

●次に、「第25号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」について審査を 行った。

【説明:村上西土佐総合支所長】

今回の変更は、令和5年度の新規事業及び文言の追加、言い回しの変更を反映するもので、 新規事業等を過疎計画に位置付けることで、過疎地域の指定を受けている西土佐地域における地域振興に資する事業が明確となるとともに、過疎債が充当することが可能となるもの。 主な事業の追加は、議案書38ページ以降に記載している。市道白岩用井線道路改良工事、 江川﨑水道施設設備事業(基幹改良)と救急車用半自動除細動器購入事業、保健センターの スプリンクラー整備事業となっている。診療所の昇降機改修事業となっている。その他は、 文言の言い回しの変更、38ページの出生・死亡者、転入・転出者数の表中の数字を変更し たものとなっている。

【質疑:上岡委員】

市道の改良について。用井に関して、改良の計画の必要性や1日の交通量、現況の幅員等 教えてほしい。

【答弁:村上西土佐総合支所長】

西土佐中学校の下の道路を上に向いて行ったところが白岩用井線になる。今回公示すると ころは、カヌー館の前の部分を工事すると聞いている。工事の内容は十分把握できていない が、場所だけは聞いている。

【質疑:上岡委員】

どういう規模でこの計画を立てているのか聞きたい。

【答弁:村上西土佐総合支所長】

即答しにくい部分ではある。今、産業建設課に問い合わせている。

- 一 小休 一
- 一 正会 一

【答弁:村上西土佐総合支所長】

学校からの要望があり、小学校から坂を下りてきたところからカヌー館に向けてのグリーンベルトの補装というか、通学路用の 200 メートルラインを引く形になっている。今年度の終了となっている。

※審査終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- ●次に、行政視察(管外視察)について協議した。
 - 一 小休 一
 - ○協議、確認
 - 一 正会 一

【まとめ:西尾委員長】

視察先は伊丹市又は伊丹市周辺で検討することとした。

- 一 小休 一
- ※事務局より事務連絡。
- 一 正会 一
- ■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。